

## 条例骨子案に対する意見について

## ○第2回障がい者福祉専門分科会におけるご意見

No.	ご意見	市の考え方と条例骨子（案）への対応	条例骨子（案）の該当箇所
1	前文に障がい者の権利条約について付け加えたらどうか。障がい者の権利条約の基本原則、みんなと一緒に町で暮らすこと。手話言語条例にかかわるので、是非入れていただきたい。	障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法を踏まえ、共生社会を目指すことについて、前文に盛り込んでまいります。	前文
2	第1回目の分科会資料では、用語の定義には差別についても提示するとしていたが、今回入っていないのはなぜか。市の責務の中で「障がいを理由とする差別」がでてくるので、必要ではないか。障害者基本法の4条の中で差別禁止を謳っているのので、その定義をきちんと入れてほしい。	記載漏れのため用語の定義に追加しました。なお、追加に当たっては、市の責務をはじめ多数記述している用語である「障がいを理由とする差別」としました。	第1章 総則 2 用語の定義
3	基本理念や市民の役割にも、手話の普及という文言を入れてもらいたい。	基本理念に「障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。」を加えました。	第1章 総則 3 基本理念
4	市民等の役割では、市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に努力するとなっているが、 <u>市民も努力しなければならないと強く表記したらどうか。</u>	市民等の役割の「～障がいを理由とする差別の解消を解消するための施策の推進に努力する。」を、文言を整理し「～市が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に協力するよう努めるものとします。」に修正しました。	第1章 総則 5 市民等の役割
5	社会的障壁の除去の為に <u>合理的配慮において、9項目の配慮していただく場面が記載されているが、この中に、災害や災害訓練を加えていただきたい。</u> 災害は何時来るか分からないものですから、そういう面での対応ということを含めて、条例の中には、それらを含めた文言を入れていただきたい。	災害時における障がいのある人への配慮について、課題となっていることから、合理的配慮の場面として「災害時に支援する場合」を追加しました。	第2章 障がいのある人の権利擁護 第1節 障害のある人に対する差別等の禁止 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮
6	第2章第2節1相談及び助言における説明及び助言は、 <u>相談した障がい者に対しての説明及び助言なのか、それとも、差別したと受けとめられている相手に対してなのか、はっきりしない。</u> 精神障がい者は、差別されている、色眼鏡で見られていると感じると、相談に行かない。 <u>相談の窓口での対応が、社会に出る一歩としては、すごく大事なところであるので、きちんと分かりやすく、段階を踏んでも、社会に出て行けるような相談環境になるようにしていただきたい。</u>	第2章第2節「差別に対する相談」については、ご意見を参考とし文言を整理し表記しました。	第2章 障がいのある人の権利擁護 第2節 差別等に対する相談体制 1 相談及び助言
7	意思疎通に対する支援について、ただの支援という感じがするので、 <u>手話への理解促進及び普及啓発について、文言として入れてもらいたい。</u> 4つの章だけを見ると、手話というか、聴こえない人へのイメージがわからない。 <u>手話への理解とか、普及とかの文言があれば、イメージがわくのではないかと思います。</u> 総合的な条例を市は考えているが、総合的ということは、聴こえない者からは納得がいかないところがあるので、 <u>手話言語を入れてもらいたい。</u>	手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を深め、手話の利用を普及することが必要だと考えることから、基本理念のほか、第3章第1節「意思疎通の手段の普及」に「市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な取組に努めるものとします。」と追加しました。	第3章 地域における共生社会実現に向けた取組 第1節 情報の取得、意思疎通に対する支援 3 意思疎通の手段の普及
8	<u>手話言語条例について、別で、きちんとつくっていただきたい。</u> もし別で無理なら手話言語をきちんと、文言として載せていただきたいと考えている。	市では、手話言語条例の内容も含んだ総合的な条例の制定をすることとしております。	-

## 条例骨子案に対する意見について

### ○障害者自立支援地域協議会におけるご意見

No.	ご意見	市の考え方と条例骨子（案）への対応	条例骨子（案）の該当箇所
1	<p>障がい者の権利条例ということであれば、障がい者自身がそういう権利意識を持つことが大事ではないか。差別解消の施策だけではなく、<u>障がい者自身が力をつけていくところを、市の責務として何か盛り込んだほうが良いのではないか。</u></p>	<p>差別解消の施策に取り組むとともに、障がいのある人とない人の相互理解の促進を図ることで、障がいのある人の自立した権利意識の醸成につなげていきたいと考えていることから、条例全体に関わるものと捉えており、市の責務は原案どおりといたします。</p>	<p>第1章 総則 4 市の責務</p>
2	<p>第1章総則の3基本理念に「正当な理由なく」とあるが、「正当な理由」の言葉がなくてもいいのではないか。</p>	<p>障害者差別解消法第7条の「不当な差別的取扱いにより障がいのある人の権利利益を侵害してはならない」との規定を参考として記述しており、その記述に当たって、「不当な差別的取扱い」を分かりやすい表現とするために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針」に基づき「正当な理由なく、障がいを理由として」としたものですので、原案どおりといたします。</p>	<p>第1章 総則 3 基本理念</p>